

就学援助費について

町立小学校および中学校に在学する児童生徒のうち、経済的理由によって就学困難と認められる児童および生徒に対し就学援助を行っています。

1 給付対象

- ・ 要保護者（生活保護法に規定する要保護者）
- ・ 準要保護者（要保護者に準ずる程度に困窮している者）

2 申請に必要なもの

- ・ 申請書（教育委員会事務局、各小中学校にあります） 就学援助費受給申請書
- ・ 家賃月額が示された書類（借家の場合）
- ・ 世帯全員の課税証明書（該当年の1月1日現在の住所が竜王町以外の場合）
- ・ 該当年度とその前年度に下記に該当する場合はそのことを証明できる書類
 - (ア) 生活保護の受給
 - (イ) 生活保護の停止または廃止
 - (ウ) 市町村民税の非課税
 - (エ) 市町村民税の減免
 - (オ) 個人事業税の減免
 - (カ) 固定資産税の減免
 - (キ) 国民年金の掛金の減免
 - (ク) 国民健康保険料の減免または徴収の猶予
 - (ケ) 児童扶養手当の支給
 - (コ) 生活福祉資金貸付制度による貸付
- ・ 下記に該当する場合はそのことを証明できる書類
 - (a) 失業対策事業適格者手帳を有している日雇労働者
 - (b) 職業安定所登録日雇労働者

3 給付対象経費（給付予定額：変更する場合があります）

給付費目	小学校	中学校
学用品費	11,520 円	22,510 円
通学用品費（第1学年を除く）	2,250 円	2,250 円
校外活動費（宿泊を伴う）	実費（上限 3,650 円）	実費（上限 6,150 円）
校外活動費（宿泊を伴わない）	実費（上限 1,580 円）	実費（上限 2,290 円）
通学費	実費	実費
修学旅行費	実費（上限 21,670 円）	実費（上限 60,300 円）
新入学児童生徒学用品費等	50,600 円	57,400 円
学校給食費	実費	実費

※要保護者で、かつ教育扶助を受けている場合は、通学費および修学旅行費のみが給付されます。

4 給付方法

給付は学期末ごとに行います。認定後、口座振込依頼書を提出された場合はご指定の口座に振り込みますが、学校料金等に未納がある場合は学校を通じての給付となります。

5 その他

年度途中で申請された場合は、認定のあった月から給付されます。

お問い合わせ
竜王町教育委員会事務局
教育総務課（TEL:0748-58-3710）